

北 警 協 第 28 号
令和 7 年 5 月 28 日

会 員 各 位

(一社) 北海道警備業協会
会 長 長 尾 昭

「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴う警備業法の改正について（ご連絡）

初夏の候、各位におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、当協会の運営につきましてご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、懲役と禁錮が廃止され、新たな刑として「拘禁刑」が創設された「刑法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 6 月 17 日に公布、令和 7 年 6 月 1 日から施行されるのに伴い、警備業法についても下記のとおり法改正となることから、改正後に作成する誓約書については文言を修正するなど、法改正に適切に対応していただくようお願いいたします。

記

[警備業法]

旧	新
第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。 一 （省略） 二 禁錮 以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者	第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。 一 （省略） 二 拘禁刑 以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の 懲役 若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の 拘禁刑 若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

事務局

指導教育第 1 部長 田尾

(電話 011-242-8800)